

『大和市と厚木基地』

2 厚木基地に起因する諸問題について

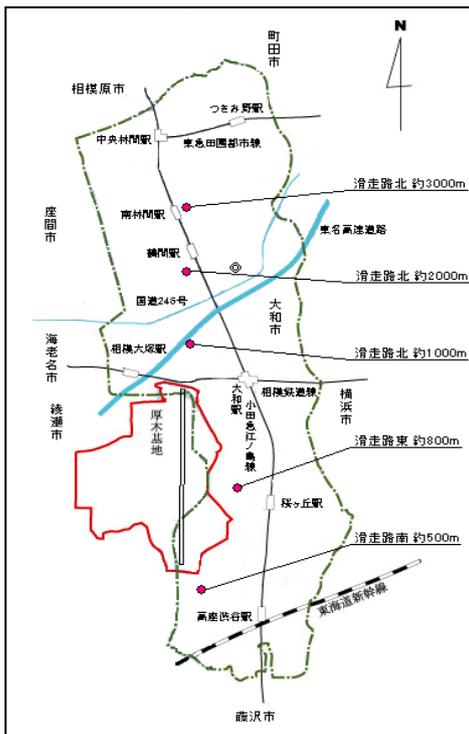
(3) 航空機の騒音測定と評価指標・環境基準

大和市では、市民が被る航空機騒音の実態を把握するとともに、国など関係機関への騒音被害軽減に向けた要請活動を実施する際の資料とするため、昭和40年代から航空機騒音測定を行っています。現在、自動記録騒音計を市内5カ所（県設置分2カ所、市設置分3カ所）に設置し、年間を通じて常時、航空機騒音（70 dB（デシベル）以上、5秒以上の継続音等）を測定しています。また、厚木基地周辺における航空機の飛行状況を目視観測することで、航空機騒音の測定データと飛行観測を総合的に捉え、状況分析を行っています。

【自動記録騒音計による騒音測定調査地点概要】

測定地点	設置者	騒音計	測定条件	調査開始年月
滑走路 北約3 km	大和市	リオン社製 NA-39	70dB 以上、5秒以上 の継続音など	昭和53年10月
滑走路 北約2 km	神奈川県	リオン社製 NA-39	//	昭和53年11月
滑走路 北約1 km	神奈川県	リオン社製 NA-39	//	昭和44年12月
滑走路 東約800m	大和市	リオン社製 NA-39	//	昭和45年1月
滑走路 南約500m	大和市	リオン社製 NA-39	//	昭和45年12月

【自動記録騒音計設置場所】



【3軸屋外用マイクロホン】



航空機騒音の評価指標については、昭和 48 (1973) 年、環境庁 (当時) が「WECPNL」を採用した「航空機騒音に係る環境基準について」を告示し、その中で、「生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準」(環境基準) を決めました。その後、2013 年 (平成 25 年) 4 月 1 日に「航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示 (環境省告示第 114 号)」がなされ、航空機騒音の評価指標が「WECPNL」から、時間帯補正等価騒音レベルである「 L_{den} 」に改正されました。これに伴い、航空機騒音の測定・評価方法等も変更されました。

「WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)」

航空機騒音のうるさを評価する指標で、日本語では「加重等価平均感覚騒音レベル」、「うるささ指数」などと呼ばれている。

ICAO (国際民間航空機構) で提唱されたもので、音響の強度、頻度、発生時間帯、継続時間などの諸要素を加味し、夜間及び深夜について重み付けをする。騒音とその発生時刻の関係については、午前 7 時から午後 7 時まで発生する騒音の回数を 1 とした場合、午後 7 時から午後 10 時までの 1 回は 3 倍に、また、午後 10 時から翌朝 7 時までの 1 回は 10 倍に重み付けを行っている。

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

等価騒音レベルは、時間とともに変動する騒音について一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。騒音レベルが時間とともに変化する場合に、ある期間の騒音エネルギーの総量を求め、その期間で平均したものであり、単位は dB で表される。

L_{den} の算出においては、同じ騒音レベルの音でも、種々の活動をしている昼間より就寝する夜間などの方がよりうるさく感じられることを考慮し、1 日を昼 (7:00~19:00)、夕 (19:00~22:00)、夜 (22:00~7:00) の 3 つの時間帯に分け、夕方に 5dB、夜間に 10dB の重み付けをして 1 日の等価騒音レベルを求める。

等価騒音レベルは、間欠的な騒音をはじめ騒音のエネルギー量が数量的に必ず反映されるため、主観的な騒音の大きさとの対応がよいとされている。

『大和市と厚木基地』

2 厚木基地に起因する諸問題について

航空機騒音に係る環境基準については、環境省により航空機騒音の基準値が地域の類型ごとに定められており、地域の類型Ⅰ（専ら住居の用に供される地域）では $L_{den}57\text{dB}$ 以下、地域の類型Ⅱ（地域の類型Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域）では $L_{den}62\text{dB}$ 以下とされています。

改正前の環境基準		改正後の環境基準	
地域の類型	基準値	地域の類型	新基準値
Ⅰ	70WECPNL 以下	Ⅰ	57dB 以下
Ⅱ	75WECPNL 以下	Ⅱ	62dB 以下

地域の類型指定については都道府県知事が行うこととされており、厚木基地周辺に関しては、昭和 55 年に神奈川県が「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」（昭和 55 年神奈川県告示第 426 号）を行いました。神奈川県では毎年、厚木基地周辺で航空機騒音の測定調査を実施し、その結果を公表しています。

また、環境基準の達成期間については、国土交通大臣が定める公共用飛行場等の区分ごとに示されており、最長のもので「10 年をこえる期間内に可及的速やかに」達成するものとされています。しかしながら、厚木基地のような自衛隊等が使用する飛行場については、達成期間が明確に示されていません。